

## ○湯前町お試し居住施設の設置及び管理に関する条例

(令和6年4月1日条例第24号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、湯前町お試し居住施設（以下「お試し住宅」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 お試し住宅は本町への移住を検討している者（以下「移住検討者」という。）及び本町での事業展開検討等のために一時的に本町に滞在する者（以下「一時滞在者」という。）に対し、本町の風土及び本町での日常生活を体験することにより、本町への移住・定住の促進及び町の活性化を図ることを目的とする。

(名称及び位置)

第3条 お試し住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
湯前町お試し住宅	熊本県球磨郡湯前町 2632 番地 3

(借用の許可)

第4条 お試し住宅を利用しようとする移住検討者及び一時滞在者はあらかじめ町長の許可を受けなければならない。借用の許可を受けた者（以下「借受者」という。）が許可を受けた内容を変更する場合も同様とする。

2 お試し住宅を借用できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、一時滞在者はこの限りでない。

(1) 現に町外に住所を有するもので、将来的に本町への移住を希望している者。

(2) 借用期間中、円滑かつ積極的に周辺住民との交流をもてる者。

(3) 旅行に伴う宿泊利用でない者。

(4) 湯前町暴力団排除条例（平成23年条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者、又は暴力団員と密接な関係者でない者。

3 町長は第1項の許可をする場合において、お試し住宅の管理運営上必要な条件を付すことができる。

(借用の不許可)

第5条 町長はその借用が次の各号のいずれかに該当するときは、お試し住宅の借用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) お試し住宅及び付属施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) お試し住宅の運営上支障があると認めるとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、お試し住宅を借用させることが不相当と認めるとき。

(借用期間)

第6条 お試し住宅の借用期間は、原則として2日から90日以内とする。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、この限りではない。

2 借用期間は、連続する日により算定することとする。

(賃借料)

第7条 お試し住宅の賃借料は、別表第1のとおりとする。

2 町長が特に必要と認める場合は、賃借料を減免し、又は免除することができる。

3 借受者は、第1項に規定する賃借料を、町長が指定する日までに前納しなければならない。

4 既に納付された賃借料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、既に納付された賃借料の全部又は一部を還付することができる。

(借受者の遵守事項)

第8条 第4条の許可を得た借受者は、お試し住宅及びその敷地の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第2条第1項に規定する目的以外の目的に使用しないこと。

(2) 借受者は借用許可の権利を他人に譲渡し、又はお試し住宅及びその敷地を転貸してはならない。

(3) お試し住宅及び付属施設、設備等を適切に取り扱うこと。

(4) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。

(5) 清掃及び除草を適宜行い、ごみを適切に処理すること。

(6) お試し住宅の増築若しくは改築又は模様替えをしないこと。

(7) 借受者は、住宅の借用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町に返却すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅を適正に管理し、及び住環境を整備すること。

(禁止行為)

第9条 借受者は、お試し住宅及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 寄附の募集その他これに類する行為

(2) 事業又は営業

(3) 興行、展示会その他これらに類する催し

(4) 文書、図画その他の物の掲示又は配布

(5) 政治活動又は宗教活動

(6) 動物の飼育

(7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為

(8) 建物の建築又は工作物の設置

(9) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の借用にふさわしくないと町長が認める行為

(借用許可の取消し)

第10条 町長は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第1項の規定による借用の許可を取り消すことができる。

- (1) 賃借料をその納付期限までに納付しないとき。
- (2) 第13条に規定する損害を賠償しないとき。
- (3) 第8条及び第9条の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、町長が必要があると認めるとき。

2 前項の規定により借受者が損害を受けた場合においても、町は、生じた損害について賠償の責任を負わない。

(明渡し)

第11条 借受者は、借用期間が満了したとき、又は前条の規定により借用の許可が取り消されたときは、直ちに、お試し住宅及びその敷地を明け渡さなければならない。

2 借受者は、前項の明渡しをするときには、明渡し日を事前に町長に通知しなければならない。

3 借受者は、第1項の規定により明渡しを行うときは、通常の借用に伴い生じた損耗を除き、当該お試し住宅及びその敷地を原状に回復しなければならない。

4 町長は、借受者が前項の規定に基づく原状回復を行わないときは、借受者の負担において、これを行うことができる。この場合において、借受者は、何らの異議を申し立てることはできない。

(立入り)

第12条 町長は、お試し住宅の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは、その職員をして当該お試し住宅及びその敷地に立ち入らせることができるものとする。

2 借受者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことができない。

(損害賠償)

第13条 借受者は、故意又は過失によりお試し住宅及び付属施設、設備等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、直ちにその旨を町長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特に認めたときはこの限りではない。

(事故免責)

第14条 お試し住宅及びその敷地が町の帰すべき事由により安全性を欠いている場合を除き、借用期間中にお試し住宅及びその敷地内で発生した事故に対しては、町はその賠償の責めを負わないものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

1日あたりの賃借料	適用
500円	1日当たりの貸付料×貸付日数×入居者数